

湖南省立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

湖南省教育委員会

< 目次 >

1 計画の趣旨・現状……………	2
2 目標 ……………	3
3 計画の期間……………	3
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容…	3-6
5 関連する取組、今後のフォローアップについて…	6-7

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

第3期湖南省教育振興プランに掲げる基本理念「子どもの育つ力を信じ、夢と志を育て未来を拓く『生きる力』の育成」の実現には、教職員が心身ともに健康で安心して働ける環境を整え、子どもたちへの教育の質を維持、向上させることが不可欠である。そのために、教職員の働きやすさと働きがいとを両立させ、安定した教育体制を構築し、働き方改革をさらに推進する必要がある。本計画は、望ましい教育や接続可能な学校運営を実現するため、文部科学大臣の指針に基づいて、策定・公表するものである。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することのみならず、教職員が専門性を最大限発揮できることをめざしている。そのため、業務の「精選」と「効率化」を進め、生み出された時間を子どもと向き合う時間や授業改善の時間にあてられるようにする。

市教育委員会は、本計画に基づいて学校と連携しながら、学校の指導・運営体制の充実を総合的に推進していく。また、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、湖南省の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

(2) 本市の現状

①本市では、令和2年に「湖南省立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則」(以下「規則」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。その中で教職員の時間外在校等時間の目標を年間360時間、月45時間と定め、超過勤務の縮減と子どもと向き合う時間の確保に努めてきた。

②これまでの取組として、時間外の留守番電話対応、保護者連絡ツール導入、自動採点システムの導入などを実施した。また、各校の業務改善にかかる好事例を校長会等で共有し、市内全体に広めることを継続してきた。

③こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 38.95 時間	38.6%	4.7%
中学校	月 55.38 時間	58.5%	19.4%

④中学校において、時間外在校時間が月 45 時間を上回る割合が半数以上、また 80 時間を上回る割合も2割近くとなっている。特に、部活動指導の業務負担は大きいと考えられるため、部活動の在り方について見直す必要がある。

2 目標

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ・すべての教職員の1箇月時間外在校等時間を 45 時間以内にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。
- ・1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間 360 時間以内にする。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。 【 R6平均 13.4 日 】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を 90 以下にする。
【 R6平均 94.6 (全国平均 99 業種平均 100) 】

3 計画の期間

令和8年度～令和 11 年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登校する時間の見直しを推進する。地域学校協働活動推進本部やスクールガード、保護者・地域住民が主体となり、通学路の見守り活動を継続的に展開する。学校は必要に応じて情報提供や連携調整を行い、児童生徒の

安全確保と教職員の負担軽減を両立させる。

②放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことを明確化し、関係機関と共通認識を形成する。

③地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施にあたっては、地域学校協働活動推進員等が主体となり、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整も含めて主導的役割を担う。学校との連絡調整については、教頭に過度な負担が集中しないよう、適切に役割を分担し、円滑かつ持続可能な協働体制を構築する。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者に対しては、学校が組織的に誠意をもって対応し、説明責任を果たすことが重要である。学校での対応範囲を越える過剰な要求については、顧問弁護士等の専門家を適切に活用しながら、教育委員会が中心となって対応し、学校現場の過度な負担を軽減するとともに、安心して教育活動に専念できる環境を整える。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑤調査・統計等への回答

- ・市から学校に発出する各種調査への回答については、調査内容を精査する。また、ICT機能を最大限活用し、入力作業の効率化やデータの自動集計を推進する。
- ・ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理については、教育委員会が配置する学校DX推進員が中心となって計画的に実施する。

⑥学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・学校プールの管理については、現在あるものを最大限に利用し、適切な維持管理を進める。今後は1校1プールという考え方ではなく、1プールの共同利用や、民間施設の活用

も含めて検討していく。

- ・体育館等の地域開放施設の管理業務については電子化を進め、教育委員会が行う。

⑦校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や清掃範囲の合理化、学校職員等の輪番、地域ボランティアの参加等による負担軽減を促進する。

⑧部活動

- ・「湖南省部活動地域展開推進計画」を策定し、部活動の地域展開を進める。
- ・平日の部活動については、終了時刻を教員の勤務時間内に設定する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑨授業準備等

- ・授業準備や後片づけ等については、教員業務支援員を計画的に配置し、教職員の業務を補助する。合わせてデジタル技術を積極的に導入し、教材作成や印刷の効率化を図ることで、教職員が授業改善や児童生徒との対話により多くの時間をあてられる環境を整える。

⑩学習評価や成績処理

- ・校務支援システムや自動採点システムを活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

⑪支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・支援が必要な児童生徒や家庭への対応については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のそれぞれの専門家と協働し、課題に応じた効果的な支援を行う。特に、不登校児童生徒への対応にあたっては、各校の不登校対応コーディネーターが核となってSSR(校内教育支援センター)やふれあい教育相談室の活用・連携を進め、継続的な支援体制を整える。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回る場合は、指導体制との均衡を考慮し、児童生徒の学習効果と教職員の負担軽減を両立できるよう見直す。
- イ 学校行事や教育活動については、当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等を見直す。また、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、会議資料や連絡事項の電子化を推進し、職員間における情報共有等の校務を効率化する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に対しては、医師による面接指導を勧奨する。
- イ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ウ 心身の健康問題についての相談窓口を積極的に周知し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。
- エ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ア 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議におい

て報告する。

- イ 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保にむけて、関係部局・関係機関とともに取り組む。また、教員業務支援員や地域ボランティアの確保・充実についても関係部局や学校運営協議会と連携して取り組む。
- ウ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- エ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- オ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会において本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- カ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。